

## 中野市公立保育所民間移管にかかる認定こども園運営に関する覚書（案）

中野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人寿翔永会（以下「乙」という。）は、中野市平野保育園及び高丘保育園の民間移管に伴い、令和7年4月1日に開園する幼保連携型認定こども園（平野さつきこども園及び高丘さつきこども園）について、甲乙間において次の条項により覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この覚書は、中野市平野保育園及び高丘保育園の民間移管に伴い開園する幼保連携型認定こども園（平野さつきこども園及び高丘さつきこども園）の運営に関する事項を定め、保育の質の維持及び向上を目的とする。

## （遵守事項）

第2条 乙は、幼保連携型認定こども園の運営にあたって、甲及び甲・乙・保護者で構成する三者協議会で決定並びに合意した事項を遵守するものとする。

2 そのほか、甲が乙に対し行う民間移管に関する指導、要請等については、原則として従うこと。

## （有効期限）

第3条 本覚書の有効期限は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの満10年間とする。期間が満了する3か月前までに甲又は乙のいずれかからも相手に対する書面の通知がなければ、本覚書は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

## （信義誠実の原則）

第4条 乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

## （損害賠償）

第5条 乙がこの覚書で定めた事項を履行しないために甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

## （その他）

第6条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、覚書の内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和7年3月 日

甲 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 湯本隆英

乙 長野県上田市古里2055番地9

社会福祉法人 寿翔永会

理事長 安藤茂男